

金融事業者の名称		さくら損害保険株式会社	
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.sakura-ins.co.jp/business_policy.php	
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.sakura-ins.co.jp/topics/239/	
原則2	原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所
	【顧客の権利の保障】 金融事業者は、顧客との利害対照表を保持し、顧客に対する権利を常に保護するに努めます。顧客の権利を侵害する行為は、顧客の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。 取組方針3 お客様の立場に立った保険金の支払いに取り組みます。
原則3	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の収益の利益を損なうことなく、自らの妥協しない顧客満足と収益の達成につなげていくことを目指すべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。 取組方針3 お客様の立場に立った保険金の支払いに取り組みます。
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引する顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合に、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらじめ策定すべきである。	実施	取組方針5 利益相反の適切な管理
原則4	(注) 金融事業者は、利害相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事例が取引又は業務に及ぼす影響について考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 販売会社が、金融商品の販売・サービス等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の手数料を受けける場合・ 営業部門が、同一グループに属する別の会社から手数料を受け取った商品を販売・推奨する場合・ 同一法人又はグループに法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	取組方針5 利益相反の適切な管理
	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客に負担する手数料その他の費用の明確化、取扱手数料等がどの様なサービスの内容に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはいため、非該当となります。
原則5	【重要な情報の分かりやすい提示】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的利益(リターン)、損失その他のリスク、取扱条件・ 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品の相場変動の予測や、顧客が取引する場合に想定される結果属性・ 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの決定理由(顧客のニーズ及び意を路まえたものであと判断する場合自由回答)・ 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合に、その具体的な事象(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。
原則5	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することを考慮するうえ、それぞれ異なる情報にて提供すべきである。(注3) ただし、複数の手数料等の情報を提供する場合においても同じ。	非該当	投資性商品の取扱いはいため、非該当となります。
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易でて、説解を加へことのない簡潔な内容の情報提供を行なうべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。
原則6	(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複数点を見合った情報を提供を、分かりやすく行なうべきである。また、複数でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡単な情報提供を行う方、複数でリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には複数の商品の内容と比較する方が容易となるよう配慮した資料を用いて、リスクドローバーの関係など基本的な構造を含め、よりわかりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはいため、非該当となります。
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報的重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。
原則6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的のニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。
	(注1) 金融商品・サービスの複数点を見合った情報を提供する場合、顧客のラップアラウンドを踏まえ、目標投資額や安全投資額と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なうことを。	非該当	投資性商品の取扱いはいため、非該当となります。
原則6	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が該当顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはいため、非該当となります。
	(注3) 金融商品の組成に沿わる金融事業者は、商品の構成に応じて、商品の特徴を踏まえ、顧客特性としての顧客属性を考慮するうえで、各商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、該当商品の販売・推奨等が適切に構成に整合するよう努力すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはいため、非該当となります。
原則6	(注4) 金融事業者は、特に、複数又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対する商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、該当商品の販売・推奨等が適切に構成に整合するよう努力すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いはいため、非該当となります。
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等による誤解を防めるよう努めるとともに、従業員の属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を備えられたものに情報提供を行なうよう努めるべきである。	実施	取組方針1 お客様にとって本当に価値のある最適な商品・サービスの提供に取り組みます。 取組方針2 お客様への情報提供を充実させ、また双方のコミュニケーションを取り組みます。
原則7	【従業員に対する適切な動機づけの紹介みなし】 金融事業者は、顧客の最大の利害を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	取組方針4 お客様本位を経営の重要課題と位置づけ、社内への浸透を適切に取り組みます。
	(注) 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに該当する職員に周知するように、当該職員の業務を支援・検査するための体制を整備すべきである。	実施	取組方針4 お客様本位を経営の重要課題と位置づけ、社内への浸透を適切に取り組みます。

【照会先】	
部署	さくら損害保険株式会社 総合企画部
連絡先	電話番号03(6863)4596